

平成21年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[不正競争防止法及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律]

Xは甲国のタイヤメーカーであり、日本ではその日本支店（甲国法人の日本支店である）を通じて活動を行っている。

Xのタイヤは、日本においてブランドイメージが高く、Xのタイヤを指名して購入するユーザーが多い。

Xは、乙国向けのタイヤも製造しており、販売業者Aを介して、乙国でタイヤを販売している。

Xは、Aが、乙国向けのXのタイヤを日本の並行輸入業者Yに対して売り、Yが乙国向けXタイヤを日本で販売していることを知った。

乙国向けXタイヤは、日本向けXタイヤと比べ、素材に違いがあり、Xからみて、日本で売れるものとして満足のいく品質を備えているとは言えない。ただし、乙国向けXタイヤは、日本の安全基準は辛うじて満たしている。

Xは、日本での営業開始時の経緯により、Xタイヤに係る表示について日本での商標登録を得ていない。

- (1) Xは、Yが在庫し販売する乙国向けXタイヤについて、日本の不正競争防止法上の差止請求をすることができるか。

- (2) Xが、Aに対し、乙国向けXタイヤを日本の並行輸入業者に売らないよう要請したため、Yは乙国向けXタイヤをこれ以上は輸入できなくなった。Xの行為は、日本の独占禁止法に違反するか。

【100点】